

公立大学法人札幌市立大学教務・学生連絡会議規程

平成18年4月1日

平成18年規程第4号

改正 平成22年規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市立大学学則第16条第2項の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学（以下「法人」という。）に設置する公立大学法人札幌市立大学教務・学生連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法人に、共通教育、学部連携等に関する重要事項を審議するため、連絡会議を置く。

(審議事項)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共通教育に関する事項
- (2) デザイン学部・看護学部の連携に関する事項
- (3) 学部連携演習に関する事項
- (4) その他理事長が付託した事項

(組織)

第4条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) デザイン学部長又はデザイン学部長が指名する者
- (2) 看護学部長又は看護学部長が指名する者
- (3) 事務局長又は事務局長が指名する者
- (4) その他理事長が指名する者

2 委員は、理事長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号のデザイン学部長が指名する者、同項第2号の看護学部長が指名する者及び同項第3号の事務局長が指名する者並びに同項第4号の委員に係る任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場

合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 連絡会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名するものがその職務を代行する。

3 委員長は、連絡会議を招集し、会議を主宰する。

(定足数)

第7条 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第8条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。ただし、当該委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門部会)

第10条 連絡会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条各号に掲げる審議事項に関し専門的な調査及び審議を行う。

3 専門部会の委員は、委員長が任命する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第4条第1項各号に掲げる委員以外の者を専門部会の委員として任命することができる。

5 委員は、複数の専門部会の委員を兼ねることができる。

6 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。

7 部会長は、専門部会において調査及び審議した事項を連絡会議に報告するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

(議事録の作成)

第 1 1 条 委員長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 1 2 条 連絡会議の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間、委員に係る任期は、第 5 条本文の規定にかかわらず、2 年の範囲内で理事長が別に定める。

(委員長の選任に関する特例)

3 施行日以後、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間、委員会に係る委員長については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、委員のうちから理事長の指名する者をもって充てることのできるものとする。

附 則 (平成 2 2 年改正規程第 1 3 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第 4 条第 2 項の規定により施行日以後、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間、委員に係る任期は、第 5 条本文の規定にかかわらず、2 年の範囲内で理事長が別に定める。

(委員長の選任に関する特例)

3 施行日以後、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間、委員会に係る委員長については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、委員のうちから理事長の指名する者をもって充てることのできる。